

第93回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

企業集団の現況
主要な事業内容
主要な営業所、工場及び施設
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

サッポロホールディングス株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、ご提供しているものであります。

主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

サッポログループの主要な事業の内容は下記のとおりです。

| 事業部門 | 主要な事業内容 |
|---------|---|
| 国内酒類事業 | ビールテイスト・国産ワイン・焼酎・RTD等の製造販売、輸入ワイン・洋酒の販売他 |
| 国際事業 | ビールの製造販売、飲料の製造販売 |
| 食品・飲料事業 | 飲料、食料品の製造販売、仕入販売他 |
| 外食事業 | 飲食店の経営 |
| 不動産事業 | オフィス・住宅・商業施設・ホテル等の所有・運営・管理、不動産開発 |

主要な営業所、工場及び施設（平成28年12月31日現在）

(1) 当社（本社）東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

(2) 主要子会社

| | | |
|---------------------------------------|--------|---|
| サッポロビール株式会社 (国内酒類事業) | 本社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号 |
| | 営業拠点 | 広域流通本部・首都圏本部（東京都渋谷区）、北海道本部（札幌市中央区）等9地区本部 |
| | 生産拠点 | 千葉工場（船橋市）等8工場 |
| | 研究所 | 酒類技術研究所（焼津市）等4研究所 |
| サッポロインターナショナル株式会社 (国際事業) | 本社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号 |
| | 海外法人本社 | SAPPORO U.S.A., INC.（アメリカ ニューヨーク州） SLEEMAN BREWERIES LTD.（カナダ オンタリオ州） SAPPORO VIETNAM LTD.（ベトナム ロンアン省） SILVER SPRINGS CITRUS, INC.（アメリカ フロリダ州） COUNTRY PURE FOODS, INC.（アメリカ オハイオ州） |
| | 生産拠点 | スリーマン社 ゲルフ工場（カナダ オンタリオ州）等3工場 サッポロベトナム社 ロンアン工場（ベトナム ロンアン省） シルバー スプリングス シトラス社 ハーウェイ工場（アメリカ フロリダ州） カントリー ピュア フーズ社 アクロン工場（アメリカ オハイオ州）等4工場 |
| ポッカサッポロ フード&ビバレッジ株式会社 (食品・飲料事業) | 本社 | (名古屋本社) 愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号 (東京本社) 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号 |
| | 営業拠点 | 営業本部（東京都渋谷区）、自販機事業本部（東京都江東区）、大豆・チルド事業本部（東京都渋谷区）3本部、11支社 |
| | 生産拠点 | 名古屋工場（北名古屋市）、群馬工場（伊勢崎市）2工場 |
| | 研究所 | 研究開発本部（北名古屋市、横浜市）2研究所 |
| 株式会社サッポロライオン (外食事業) | 本社 | 東京都中央区八丁堀四丁目3番3号 |
| | 店舗 | 北海道、東京都、愛知県等200店舗 |
| サッポロ不動産開発株式会社 (不動産事業) | 本社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
| | 営業拠点 | 恵比寿事業本部（東京都渋谷区）、北海道事業本部（札幌市中央区）等5本部 |

(注) 株式会社サッポロライオンは、平成29年2月20日付で本社所在地を「東京都中央区八丁堀四丁目3番3号」から「東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号」へ変更しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---------------------------------------|--------|
| ・ 当期に係る会計監査人の報酬等の額 | 61百万円 |
| ・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 236百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の重要な子会社のうち、SAPPORO CANADA INC.等は、当社の会計監査人以外の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務等の実施及び社債発行に関する証券会社への書簡作成業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規締結に関する業務停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針（以下「内部統制システム構築の基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下Ⅰのとおりです。（最終改定 平成28年12月16日）

また、反社会的勢力排除に向けた体制に係る基本方針、並びに財務報告の信頼性を確保するための体制に係る基本方針を定めており、その内容の概要はそれぞれ以下Ⅱ、Ⅲのとおりです。

Ⅰ 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに経営方針その他業務執行上の重要事項を決定あるいは承認し、相互に取締役の職務の執行を監督することで、法令、定款に反する行為を未然に防止する。
- ②当社グループのすべての役員・従業員に確かな倫理観に基づく行動を促す規範として「サッポログループ企業行動憲章」を定め、当社グループリスクマネジメント部を事務局として、子会社と連携して当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。又、不正行為の防止、早期発見を目的とする企業倫理ホットラインを設置する。
- ③代表取締役の指示を受け、業務執行ラインから独立した内部監査組織であるグループ監査部が、当社並びに子会社の業務全般を対象に法令、定款、社内規程の遵守状況について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理のため、次の文書（電磁的記録を含む）を関係法令並びに関連する社内規程に従って適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び関係資料
 - 2) 経営会議議事録、グループ経営戦略会議議事録及び関係資料
 - 3) 稟議書及び付属書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ②その他の重要書類の保存及び管理については、所管部門において、関係法令等に則って保存及び管理方法を規程に定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、経営会議において管理することとし、同会議における審議、報告事項等に対して、経営戦略・経理・法務等の管理部門がそれぞれ想定されるリスクを分析し、同会議に必要な報告を行う。
- ②緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、グループリスクマネジメント委員会が子会社の危機管理組織等と連携して情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、代表取締役、社長及び役員を選定するほか、当社グループの主要事業部門の統括、あるいは当社グループ全体に係る重要な経営課題の担当等を委任するグループ執行役員を選任し、それぞれに担当する業務を執行させる。
- ②社長は、当社グループの業務執行全般を統括する。社長の諮問機関として、経営会議及びグループ経営戦略会議を設置し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、重要事項につき協議し、機動的な意思決定を行う。
- ③社長は、当社グループ全体の経営計画を策定して取締役会の承認を得るものとし、これら計画に対する当社グループ全体の業務執行状況の報告は、取締役会に対して四半期毎に行う。
- ④主要事業部門を統括するグループ執行役員は、社長に対して担当する部門の経営目標をコミットし、毎月、担当する事業部門の経営状況の報告を行う。又、四半期毎に取締役会に出席して担当部門の業務報告を行う。
- ⑤業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を処務規程に定め、付則として業務分掌は業務分掌規程に、権限については決裁権限表に、それぞれ基準を定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役や使用人から定期的に職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。
- ②取締役会は、当社グループ全体における業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針第1項、第3項、第4項の各方針を定めるものとし、子会社に対して、これらの基本方針に則ってそれぞれの取締役会等において必要な体制を整備させるものとする。
- ③子会社に対する管理担当部署は経営管理部とし、「サッポログループ企業管理運営規程」に基づいて子会社の業務執行管理を行うこととし、又、当社グループ全体に係る重要な事項については、取締役会、経営会議及び付随する各種委員会において協議する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置く。
- ②監査役スタッフを置く場合には、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、当該スタッフの取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該スタッフに対する指示の実効性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役や使用人から次の事項につき報告を受けるものとする。

1) 定期的に報告を受ける事項

- ・経営、事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況

2) 臨時に報告を受ける事項

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他経営に係る重要な発生事実
- ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実

②上記報告を受けるため、その他監査役が取締役の職務遂行状況を把握するため、取締役会への監査役の出席、経営会議・グループ経営戦略会議への常勤監査役の出席、稟議書等の業務執行に係る重要な書類の閲覧、その他取締役及び使用人が監査役に報告を行う体制を確保する。

③子会社の取締役、監査役、使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告する体制を確保する。

④監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②代表取締役との定期的な会合の開催、グループ監査部からの報告の聴取、会計監査人との定期的な意見交換等、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

③監査役の職務の執行について生じる費用又は債務につき、これを会社が負担するにあたっての方針を定める。

II 反社会的勢力排除に向けた体制に係る基本方針

- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断することを行動規範とし、徹底する。
- ・反社会的勢力・団体に関する対応統括部署を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制の整備・強化を図る。

III 財務報告の信頼性を確保するための体制に係る基本方針

- ・「サッポログループ財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。
- ・社長は、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、内部統制の整備・運用状況を把握して記録・保存し、発見された不備・欠陥に対しては是正措置を講じるよう指示する。
- ・内部統制の整備・運用状況を評価するため、業務部署から独立した部署に評価を統括させ、内部統制の有効性を評価してその結果を「内部統制報告書」として公表する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

「内部統制システム構築の基本方針」に従った当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会規程にて、取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能を明確に定めています。また、新任取締役に対しては、取締役の義務・責任等に関する教育研修を実施しました。
- ②グループ基本方針やグループ基本規程は、社内イントラネットへの掲載やミニブックの配布により全従業員に周知を図っています。また、全従業員を対象にeラーニング等の教育研修を実施しました。
- ③内部通報制度（企業倫理ホットライン）は、社内イントラネットへの掲載、ミニブックの配布、ポスター掲示により全従業員に周知を図るとともに、通報案件には適切に対応しました。
- ④グループ監査部は、当社内部監査規程に基づいて本年監査すべき当社及び子会社に対しての内部監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を適切に行うために「サッポログループ危機管理規程」及び「サッポログループ激甚災害対策規程」を制定し、社内イントラネットにて周知を図っています。
- ②業務執行上の重要な意思決定ないし業務遂行等に内在するリスクは、経営戦略・経理・法務等の管理部門がそれぞれ想定されるリスク分析を行い、経営会議に対して必要な報告を行っています。
- ③リスク案件の発生時は、「サッポログループ危機管理規程」に基づき適切に対応しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①平成28年3月30日開催の取締役会において、代表取締役、取締役社長及び役員役員の選定を行ったほか、グループ執行役員の選任を行いました。
- ②社長は、グループ経営計画を策定して取締役会の承認を得るとともに、同経営計画に基づく業務報告を取締役会にて四半期毎に行いました。
- ③グループ執行役員は、代表取締役に対して経営状況の報告を行い、担当部門の事業報告を取締役会にて四半期毎に行いました。
- ④取締役会にて経営上の重要な意思決定を行うため、取締役会規程で付議事項を定めており、それに基づき、必要な決議事項を取締役会で審議しました。また、取締役会付議事項以外の重要事項は、経営会議及び稟議で決裁を行うことを「決裁権限表」に定め、それに従い決裁を行いました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「サッポログループ企業管理運営規程」に基づき、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項及び当社が報告を受けるべき子会社の重要事項を明確化しています。また、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うとともに、子会社の重要事項の報告を受けました。
- ②当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての指針として制定した「サッポログループ内部統制システム構築ガイドライン」に基づき、子会社に対して管理・指導を行うとともに、内部統制連絡会議を開催し、子会社の内部統制体制の運用状況の確認を行いました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する独立した監査役スタッフを置き、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議において取締役及び使用人等から報告を受けるとともに、必要に応じて稟議書等の重要資料を閲覧しています。
- ②監査役と子会社取締役との意見交換会を開催しました。また、子会社の監査役とは月次の情報連絡会や定期的に「グループ監査役協議会」を開催し、グループ内の監査役の連携を強化しています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めています。
- ②代表取締役は、社外監査役を含めた監査役との間で、定期的に意見交換及び情報交換を行いました。グループ監査部は監査役に対し、内部監査の報告を適宜行うとともに、監査役会において内部監査の実施状況を報告しました。また、監査役は会計監査人と四半期レビューミーティング等を開催しました。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について、平成26年2月12日開催の取締役会において決議しており、その内容の概要は下記のとおりです。なお、本基本方針については、平成26年3月28日開催の第90回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て同日より発効しています。

I 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、持株会社として、国内酒類事業、国際事業、食品・飲料事業、外食事業及び不動産事業を主体とする当社グループの事業の全体にわたる経営を統括しており、その経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があり、明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される当社株券等の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対して当社取締役会が適切と考える措置を取ること、当社株主の共同の利益を守るために必要であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成19年10月に、グループ創業140周年に当たる平成28年（2016年）を目標地点とした『サッポログループ新経営構想』を発表しました。当社グループは、『サッポログループ新経営構想』に則り、長期的な目標を見据えた堅実な経営を実践するとともに、経営資源配分の見直しや戦略的投資などにより競争力を高める“攻めの経営”を推し進め、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

また、当社は、純粋持株会社体制に移行する以前の平成11年3月から執行役員制を導入し、平成14年3月からは取締役任期を1年に短縮するなど、積極的にコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。平成15年7月に純粋持株会社体制に移行してからは、グループガバナンスの強化充実に取り組むとともに、社外取締役も段階的に増員を図っており、今後ともコーポレートガバナンスの強化充実に取り組んでいく所存です。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Iで述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、これらを取りまとめて当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として定めています。

当社の定める大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを求めており、大規模買付行為は、その後に設定される当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるものとしています。大規模買付者がかかる大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社株主の共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗することがあります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ（注）に掲載していますので、そちらをご覧ください。

本対応方針は、平成26年3月28日に開催された当社第90回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で発効しており、有効期限は平成29年3月31日までに開催される当社第93回定時株主総会の終結の時までとなっています。

（注）当社ホームページ http://www.sapporoholdings.jp/news_release/0000020164/pdf/daikibokaitsuke.pdf

IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主の共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って設計されたものといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。また、本対応方針は、かかる会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としており、本対応方針によって、株主の皆様は適切な投資判断を行うことができます。このように、本対応方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付ルール上、当社取締役会は、大規模買付行為に関して評価・検討を行い、取締役会としての意見を取りまとめるなどの際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかと考えます。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 53,886 | 45,913 | 35,189 | △1,595 | 133,394 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,726 | | △2,726 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 9,469 | | 9,469 |
| 自己株式の取得 | | | | △471 | △471 |
| 自己株式の処分 | | 175 | | 271 | 447 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 175 | 6,742 | △199 | 6,718 |
| 当期末残高 | 53,886 | 46,089 | 41,932 | △1,795 | 140,112 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------------|---------|----------|--------------|---------------|---------|---------|
| | その他の有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 23,926 | △11 | △1,255 | 1,874 | 24,533 | 5,894 | 163,822 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △2,726 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 9,469 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △471 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 447 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,408 | 52 | △687 | △1,915 | △3,959 | △200 | △4,160 |
| 当期変動額合計 | △1,408 | 52 | △687 | △1,915 | △3,959 | △200 | 2,558 |
| 当期末残高 | 22,517 | 41 | △1,943 | △41 | 20,574 | 5,693 | 166,380 |

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 55社

主要な連結子会社名は「事業報告 1. サッポログループ（企業集団）の現況 (7)重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

(株式取得による増加)

(株)マルシンカワムラ

(株)銀鱗水産

宮坂醸造(株)

(合併による消滅)

サッポロワイン(株)

(清算終了による減少)

サッポロフーズネット(株)

(2) 非連結子会社

(株)サッポロエネルギーサービス他

非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社

持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用会社名は「事業報告 1. サッポログループ（企業集団）の現況 (7)重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 持分法非適用会社

持分法を適用していない非連結子会社（(株)サッポロエネルギーサービス他）及び関連会社（(株)さいたまアリーナ他）の当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・製品・半製品・原材料及び販売用貯蔵品

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 販売用不動産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 製造用貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

機械装置及び運搬具 2～17年

無形固定資産（リース資産を除く）は、定額法を採用しております。

なお、のれんについては20年以内の合理的な期間で均等償却しております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残価保証額を残存価額とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(6) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定額法により償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から償却しております。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(8) 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによって行うこととしております。なお、通貨スワップまたは為替予約が付されている外貨建金銭債務等について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。さらに金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引・通貨スワップ取引・為替予約取引

ヘッジ対象 外部調達全般（借入金）・外貨建取引（金銭債務・予定取引等）

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利の変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

(10) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微です。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社グループは有形固定資産の減価償却方法については、定率法（ただし、北海道工場、昭和63年1月以降新規取得の賃貸用資産、恵比寿ガーデンプレイス、サッポロファクトリー、平成10年4月1日以降取得の「建物」（建物附属設備を除く）、九州日田工場、群馬工場和酒製造設備、那須工場は定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社連結子会社のサッポロビール(株)及びポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)について、これまでは総需要が伸長することを前提に積極的な設備投資による早期回収を図ってきましたが、環境の成熟化に伴い、

今後は、既存設備による安定供給に比重を置いた方針を策定し、既存の設備は主として更新投資とする計画です。また、当連結会計年度において主力製品の更なる安定供給を目的とした製造設備を新設しました。そのような環境の中で、平成29年1月1日より開始する次期長期経営計画及び中期経営計画の策定に向けて、当社グループの有形固定資産の使用実態及び今後の設備投資の内容を検討した結果、国内の有形固定資産は安定的に稼働することが見込まれることから、定額法によって取得原価を耐用年数にわたって均等配分することが、今後の期間損益計算をより適正ならしめるものと判断しました。

この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の減価償却費が1,750百万円減少し、営業利益が1,688百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,701百万円増加しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|-------------|--------|
| 棚卸資産 | 643百万円 |
| 建物及び構築物 | 407 |
| 土地 | 2,050 |
| 投資有価証券 | 7,498 |
| 投資その他の資産その他 | 25 |
| 計 | 10,624 |

(2) 上記資産に対する債務

| | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 5,902百万円 |
| 長期借入金 | 15,309 |
| 計 | 21,211 |

なお、POKKA INTERNATIONAL PTE. LTD. の現金及び預金26百万円を、借入枠870百万円の担保に供しております。当連結会計年度末における当該借入枠に対する短期借入金残高は9百万円です。

2. 有形固定資産の取得価額から国庫補助金等により控除した圧縮記帳累計額

1,053百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

429,119百万円

4. 偶発債務

(保証債務)

下記のとおり従業員等の借入金に対し保証を行っております。

| | |
|-------------|--------|
| 従業員（住宅取得資金） | 307百万円 |
| その他 | 691 |
| 計 | 999 |

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

78,794,298株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成28年3月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 2,726百万円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 7.00円 |
| (ハ) 基準日 | 平成27年12月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 平成28年3月31日 |

(注) 平成28年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。平成27年12月期の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年3月30日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 2,887百万円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 37.00円 |
| (ハ) 基準日 | 平成28年12月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 平成29年3月31日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金並びにコマーシャル・ペーパーの用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額(*1) | 時 価 (*1) | 差 額 |
|----------------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 10,589 | 10,589 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2) | 96,850 △76 | | |
| | 96,773 | 96,773 | — |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 52,318 | 52,318 | — |
| (4) 長期貸付金(*3) 貸倒引当金(*2) | 9,108 △5 | | |
| | 9,102 | 9,102 | 0 |
| 資産計 | 168,784 | 168,784 | 0 |
| (5) 支払手形及び買掛金 | (38,503) | (38,503) | — |
| (6) 短期借入金 | (18,506) | (18,506) | — |
| (7) コマーシャル・ペーパー | (33,000) | (33,000) | — |
| (8) 未払酒税 | (34,228) | (34,228) | — |
| (9) 未払法人税等 | (1,680) | (1,680) | — |
| (10) 社債(*4) | (60,212) | (60,617) | (405) |
| (11) 長期借入金(*5) | (126,424) | (127,078) | (653) |
| 負債計 | (312,555) | (313,613) | (1,058) |
| (12) デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 17 | 17 | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 66 | 66 | — |
| デリバティブ取引計 | 84 | 84 | — |

- (※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (※2) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※3) 1年内返済予定の長期貸付金は長期貸付金に含めております。
- (※4) 1年内償還予定の社債は社債に含めております。
- (※5) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、(8) 未払酒税、並びに(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされており(下記(12)参照)、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

為替予約取引、商品先物取引、通貨スワップ取引及び商品オプション取引については、それぞれの取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、その取引価格は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(11)参照)。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,977百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。受入保証金(連結貸借対照表計上額33,241百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 201,763 | 389,101 |

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,062円86銭

1株当たり当期純利益 121円56銭

（注）1. 平成28年7月1日付けで普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株式給付信託（BBT）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれております。

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------------|-------------|-------|-------------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 53,886 | 46,543 | 2 | 46,545 | 6,754 | 16,339 | 19,971 | 43,064 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △2,726 | △2,726 |
| 当期純利益 | | | | | | | 11,455 | 11,455 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 175 | 175 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 175 | 175 | — | — | 8,729 | 8,729 |
| 当期末残高 | 53,886 | 46,543 | 177 | 46,721 | 6,754 | 16,339 | 28,700 | 51,793 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|---------|------------------|----------------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △1,595 | 141,900 | 5,128 | 5,128 | 147,029 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △2,726 | | | △2,726 |
| 当期純利益 | | 11,455 | | | 11,455 |
| 自己株式の取得 | △471 | △471 | | | △471 |
| 自己株式の処分 | 271 | 447 | | | 447 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 738 | 738 | 738 |
| 当期変動額合計 | △199 | 8,705 | 738 | 738 | 9,444 |
| 当期末残高 | △1,795 | 150,606 | 5,867 | 5,867 | 156,473 |

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）は、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に属する部分の金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から償却しております。

(4) 投資損失引当金

子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

借入金の為替変動リスクをヘッジするため通貨スワップを行っており、その会計処理は振当処理によっております。また、借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップを行っており、その会計処理は金利スワップの特例処理によっております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

従来、当社は有形固定資産の減価償却方法については、定率法(ただし、リース資産を除く)を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

平成29年1月1日より開始する次期長期経営計画及び中期経営計画の策定に向けて、当社の有形固定資産の使用実績及び今後の設備投資の内容を検討した結果、国内の有形固定資産は安定的に稼働することが見込まれることから、定額法によって取得原価を耐用年数にわたって均等配分することが、今後の期間損益計算をより適正ならしめるものと判断しました。

この変更に伴い、従来の方法と比較して、当事業年度の減価償却費が31百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が31百万円増加しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 776百万円

上記のほか、関係会社であるサッポロビール㈱保有の投資有価証券6,721百万円を担保に供しております。

(2) 上記資産に対する債務

短期借入金 2,500百万円

1年内返済予定長期借入金 2,660

長期借入金 14,160

計 19,320

2. 有形固定資産の減価償却累計額 72百万円

3. 偶発債務

(保証債務)

下記のとおり関係会社及び従業員に対し保証を行っております。

(借入金債務)

従業員(住宅取得資金) 294

(一括支払信託債務)

サッポロビール㈱ 3,054百万円

ポッカサッポロフード&ビバレッジ㈱ 916

計 4,265

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権 55,773百万円

(2) 長期金銭債権 153,774百万円

(3) 短期金銭債務 5,931百万円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 14,124百万円

② 一般管理費 1,571百万円

③ 営業取引以外の取引高 2,460百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 4,451千株 | 772千株 | 4,324千株 | 898千株 |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加772千株は、株式併合前に行った単元未満株式の買取請求による増加11千株、株式給付信託(BBT)による当社株式の取得による増加754千株、株式併合後に行った単元未満株式の買取請求による増加1千株、株式併合に伴う割当端数株式の買取による増加4千株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,324千株は、株式併合前に行った単元未満株式の売渡請求による減少2千株、株式併合前に行った株式給付信託(BBT)への譲渡による減少754千株、株式併合による減少3,567千株であります。
3. 株式給付信託(BBT)に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する自社の株式数につき、当事業年度末150千株が自己株式数に含まれております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------|----------|
| 関係会社株式 | 1,265百万円 |
| 投資損失引当金 | 1,081 |
| 投資有価証券 | 652 |
| 退職給付引当金 | 547 |
| 繰越欠損金 | 255 |
| その他 | 62 |
| 繰延税金資産小計 | 3,865 |
| 評価性引当額 | △3,123 |
| 繰延税金資産合計 | 742 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|--------|
| 関係会社株式 | 324百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,124 |
| その他 | 2 |
| 繰延税金負債合計 | 2,451 |
| 繰延税金負債純額 | 1,709 |

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 の 内 容 | 取引金額 (注)1 | 科 目 | 期末残高 (注)1 |
|-----|---------------------------------------|--------------------|---|--------------------|--------------------|--------|--------------|
| 子会社 | サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株) | 所有 直接 100.0% | 資 金 貸 借 関 係 | グループ経営 分 担 金 | 942 | 営業未収入金 | 84 |
| | | | | ブランド使用料 | 1,385 | 営業未収入金 | 183 |
| | | | | 業 務 委 託 料 | 152 | 営業未収入金 | 164 |
| | | | | 配当金の受取 | 1,429 | — | — |
| | | | | 資 金 の 貸 付 | | 短期貸付金 | 33,102 |
| | | | | 短期貸付金増加 長期貸付金減少 | 4,522 10,000 | 長期貸付金 | — |
| 子会社 | サ ッ ポ ロ 不 動 産 開 発 (株) | 所有 直接 100.0% | 資 金 貸 借 関 係 | グループ経営 分 担 金 | 727 | 営業未収入金 | 65 |
| | | | | ブランド使用料 | 127 | 営業未収入金 | 12 |
| | | | | 配当金の受取 | 8,622 | — | — |
| | | | | 資 金 の 貸 付 | | 短期貸付金 | 5,334 |
| | | | | 短期貸付金減少 長期貸付金増加 | 109,842 130,000 | 長期貸付金 | 130,000 |
| | | | | 利息の受取 | 1,520 | 未収収益 | 4 |
| 子会社 | サ ッ ポ ロ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (株) | 所有 直接 100.0% | 資 金 貸 借 関 係 | 資 金 の 貸 付 | | 短期貸付金 | 6,500 |
| | | | | 短期貸付金増加 長期貸付金増加 | 6,224 2,661 | 長期貸付金 | 19,772 |
| | | | | | | | |
| 子会社 | サ ッ ポ ロ グ ル ー プ マ ネ ジ メ ン ト (株) | 所有 直接 100.0% | 設 備 の 賃 借、 間 接 業 務 の 委 託、 役 員 の 兼 任 | 委 託 業 務 費 | 793 | 未 払 金 | 97 |
| | | | | 地 代 家 賃 | 578 | — | — |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ・取引価格については、一般取引条件と同様に、市場価格等を十分勘案し、交渉の上決定しております。
 - ・受取配当金については、持株会社である当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
 - ・資金の貸借については、当社グループにおいて導入しているキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）により、グループ各社の資金を効率的に管理しているものであり、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - ・グループ経営分担金については、当社の事業会社5社との間で、合理的に算出し、決定しております。
 - ・ブランド使用料については、契約に基づいて決定しております。
 - ・委託業務費については、契約に基づいて決定しております。
 - ・業務委託料については、契約に基づいて決定しております。
 - ・地代家賃については、契約に基づいて決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,008円76銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 147円05銭 |

- (注) 1. 平成28年7月1日付けで普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 株式給付信託（BBT）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。